

ブロック塀等改善事業のご案内

—安全な歩行空間を目指して—

⚠️ 重要なお知らせ

- 事前相談票受付期間：4月～12月
今年度中に補助金交付申請をお考えの方は
10月末までに事前相談票を提出してください
- 交付申請書受付期間：4月～12月

地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

1 補助制度の対象

- 道路等※1に面する高さ1m以上のブロック塀等※2で、地震時に倒壊するおそれのあるもの※3

※1 「道路等」とは、避難場所等に通ずる道路等で以下のものをいいます。

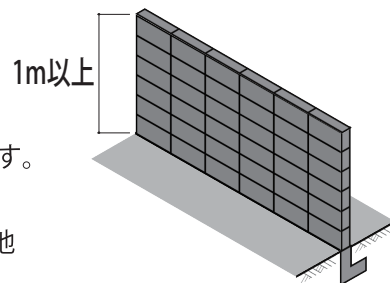
- ・道路法による道路
- ・建築基準法第42条に規定する道路又は第43条第2項に基づく空地
- ・その他これらに類するもので市長が認めるもの

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀

※3 事前相談を受けた後、市職員又は市が委託する専門家が現地を調査し判定。

- 補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は管理者※4

※4 「狭い道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」を原則利用できません。



2 補助対象となる工事

- 除却 道路等に面するブロック塀等を、原則全て除却する工事
- 新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量なフェンス等※5※6※7
又は生垣の新設工事

※5 「軽量なフェンス等」とは、ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀。

※6 補助対象となる軽量なフェンス等には、基礎の高さ等の条件があります。

※7 幅員が4m未満の道路等の場合、軽量なフェンス等又は生垣を新設する費用は、原則補助対象外です。

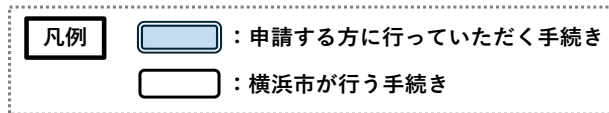
3 補助額

補助率・長さ等により補助額が決まります。（下表参照）

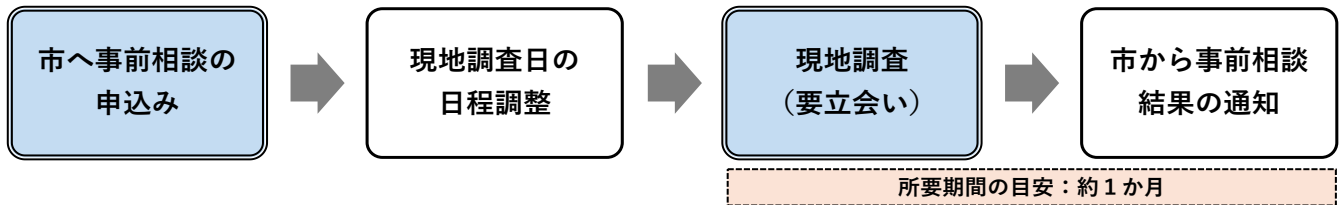
ブロック塀等の除却工事	軽量なフェンス等の新設工事
補助対象となる工事費×9/10 又は 長さ× 13,000円/m	補助対象となる工事費×1/2 又は （基礎を新設する場合 長さ×37,000円/m 既存の基礎を使用する場合 長さ×18,000円/m 生垣を設置する場合 長さ× 13,000円/m ）
のいずれか低い額	のいずれか低い額
上記の除却工事と軽量なフェンス等の新設工事を合わせた上限額は塀の長さに応じて 10m未満 30万円 10m～20m 未満 40万円 20m以上 50万円 です。	

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

4 手続きの流れ

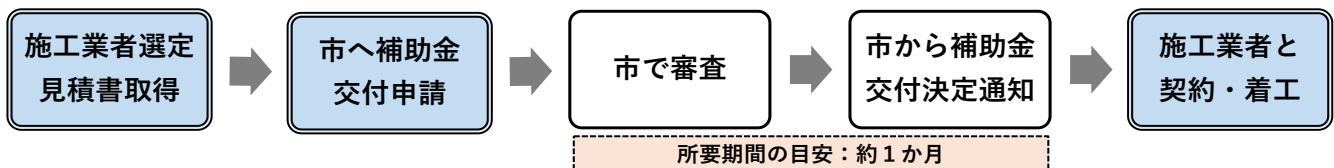


① 事前相談 ※補助金の申請前に、まずは事前相談にお申込みください。



※現地調査では、補助の対象となるブロック塀の有無や補助対象範囲等の確認を行います。
ブロック塀の安全性・倒壊危険性を診断するものではありません。

② 補助金交付申請～工事着工まで



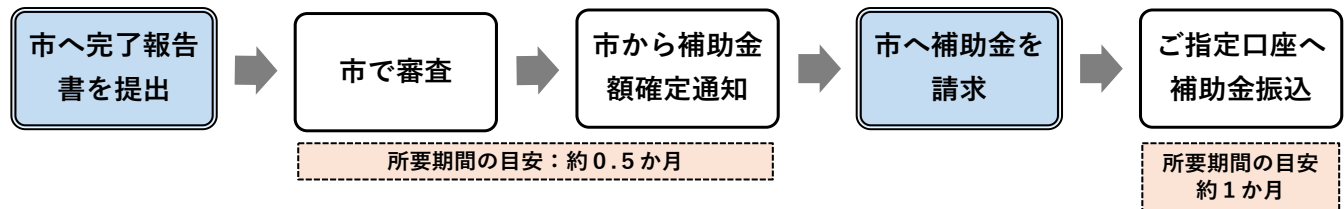
※施工業者は横浜市内に本社がある事業者から選定してください。

※契約金額が100万円以上となる場合は、2者以上の事業者から見積書を取得していただく必要があります。

※必ず市からの補助金交付決定通知を受領した後に、施工業者と契約をしてください。

交付決定通知前に契約をした場合は、補助金のお支払いができません。

③ 工事完了～補助金請求まで



※2月末までに工事の完了及び市への完了報告書の提出が無い場合は補助金の交付ができません。

5 ブロック塀等の改善工事等について相談できる窓口

一般社団法人 神奈川県エクステリア建設業協会
TEL: 045-620-4813 FAX: 045-620-4814
危険ブロック塀の診断・改善計画・工事に関すること

特定非営利活動法人 横浜市まちづくりセンター
TEL: 045-315-4089 FAX: 045-315-4099
電話受付: 毎日10時～16時、訪問相談員派遣無料、建設業許可業者紹介、工事検査実施

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会
TEL: 045-662-2711 FAX: 045-662-8981
会員による設計・工事費見積り・相談及び既存ブロック塀改修工事等受託事業者のご紹介

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会
<http://www.kana-kaitai.or.jp/>
協会では電話対応を行っていません。上記ホームページの会員一覧から各会社にお問い合わせください。

6 お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 25階
TEL: 045-671-2930 FAX: 045-663-3255 E-MAIL: kc-block@city.yokohama.lg.jp
(平日午前8時45分から12時、午後1時から5時15分まで)

